

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 1
- 地域包括診療加算
- 短期滞在手術等基本料 1
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- 別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- がん治療連携指導料
- プログラム医療機器等指導管理料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- コンタクトレンズ検査料 1
- 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

(2024年12月2日時点)

届出内容補足

■情報通信機器を用いた診療について

当院は、情報通信機器を用いた診療を行っております。

- ・初診は原則として対面での診療を行う必要がございます。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいりません。
- ・情報通信機器を用いた診療が受けられるかについては、担当の医師とご相談ください。

■機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門医や専門医療機関のご紹介をします。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・体調不良時における夜間・休日の問い合わせへの対応を行なっています。
- ・受診している他の医療機関と処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

■医療 DX 推進体制整備について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっています。

■外来感染対策向上加算・外来感染対策について

当院では、外来感染対策向上加算の施設基準の届出をしています。

これは、外来における感染防止対策の実施と感染症患者を適切に診療する体制の整備を診療報酬として評価するものです。

- ・当院では、患者さんやご家族、院内の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。
- ・当院外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受入れを行います。

■地域包括診療加算について

当院は地域において包括的な診療を担う医療機関であり、生活習慣病や認知症等に対する治療、初診時より専門医療機関への受診の要否判断等、「かかりつけ医」として患者様の健康管理を行います。

そのため、健康相談及び予防接種に関する相談が可能です。介護支援専門員及び相談支援専門員との連携を強化し相談には適切に対応しております。

また、患者さまの状態に応じ、28日以上の処方やリフィル処方箋の発行に対応しております。